○内閣府令第十八号

公認会計士・監査審査会令（平成十二年政令第二百六十五号）第一条第二項の規定に基づき、公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

公認会計士・監査審査会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

公認会計士・監査審査会事務局組織規則（平成十六年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事務局に置く課等） **第一条**　公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の事務局に、総務試験課及び審査検査課並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官六人及び公認会計士監査検査官三十五人（うち十人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。	（事務局に置く課等） **第一条**　公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の事務局に、総務試験課及び審査検査課並びに総括調整官一人、試験専門官一人、公認会計士監査審査官一人、総括公認会計士監査検査官一人、主任公認会計士監査検査官六人及び公認会計士監査検査官三十五人（うち九人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

附　則

この府令は、令和四年四月一日から施行する。

省　令

○文部科学省令第七号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条の二第二項及び別表第一備考第一号並びに小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第三項の規定に基づき、教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

文部科学大臣　末松　信介

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「又は令和三年度」を「から令和四年度までの間」に改める。

一　教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）附則第四十二項

二　小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成九年文部省令第四十号）附則第二項

三　教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十一号）附則第八項

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○文部科学省令第八号

国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第二十三条第二号及び第六号の規定を実施するため、国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

文部科学大臣　末松　信介

国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。